

# 宮城県防災会議原子力防災部会会議録

- 1 会議名 宮城県防災会議原子力防災部会
- 2 開催日時 平成24年11月20日（火） 午前10時00分から午前11時35分
- 3 開催場所 宮城県行政庁舎 9階 第一会議室（仙台市青葉区本町三丁目8-1）
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり（傍聴者：5名）
- 5 概要 以下のとおり
  - (1) 開 会 （原子力安全対策課：高橋原子力安全対策課課長補佐（総括担当））
  - (2) あいさつ （若生副知事）
  - (3) 議 題
    - ①これまでの経緯と今後のスケジュールについて （説明者：高橋原子力安全対策課長）
      - ・資料1 地域防災計画（原子力災害対策編）修正に係るスケジュール（予定）
    - ②原子力災害対策指針について （説明者：金子原子力規制庁原子力防災課長）
      - ・資料2-1 原子力災害対策指針ポイント
      - ・資料2-2 原子力災害対策指針
      - ・資料2-3 今後のスケジュール
    - ③宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正案について（説明者：高橋原子力安全対策課長）
      - ・資料3-1 宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）修正（案）の概要
      - ・資料3-2 宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）修正（案）の詳細について
      - ・資料3-3 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定について
      - ・資料3-4 宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）修正（案）新旧対照表
      - ・資料3-5 宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）修正（案）
    - ④その他  
事務局より次回の部会について説明
  - (4) 閉 会 （原子力安全対策課：高橋原子力安全対策課課長補佐（総括担当））

< 審議，質疑応答要旨 >

【議題①及び②に関するもの】

(須田委員)

各規定や方針が定められていく中で，市町村や県の役割が出てくるが，自治体だけで全てを網羅できるわけではない。原子力規制委員会が定めた事項について，各省庁が必要な措置についてきちんと役割を果たしていく体制の構築をくれぐれもよろしくお願ひしたい。

(原子力規制庁金子原子力防災課長 (オブザーバー))

我々自身が出来ること，各省庁と連携を取らなければならないことを良く見ながら，実効性のある方針を出すよう取り組んでいきたい。

(長谷川委員)

これまでの経緯を踏まえると，JCO 事故や柏崎刈羽の地震など何かことが起きると国が混乱したり，役所によっては逃げたり丸投げしたと言われてしまう傾向にある。そういうことの無いように，また，国は実情に応じたリアルな方針を考えて欲しい。例えば，ヨウ素剤の配布を念頭に置きながら，オフサイトセンターにフィルターを設けることになっていなかった。県や市町村がそれぞれ役割を果たす上で，まず国にしっかりして欲しい。先日の拡散シミュレーションの誤りの件でも，気象状況が頭に入っていれば考えられないようなミスであり，常に実情を見て住民の安全を考えて取り組んでいただきたい。

(原子力規制庁金子原子力防災課長 (オブザーバー))

御意見を踏まえて対応していきたい。

(佐々木委員)

今回，UPZ の区域について，首長を専門委員に選任いただいて感謝する。スケジュールについてだが，今日はまずお話を聞くものと考えていたところ，今回の部会后，関係機関との調整だけで次の部会で最終案を決定するという事について，どこで意見を言えばいいのか教えて欲しい。

(高橋原子力安全対策課長)

タイトなスケジュールで，本来であればもう一回部会を開催したいところだ

が、国の動向もありこのようなやり方とした。関係機関とは書面や説明などを通じて部会構成委員の御意見も踏まえて対応していきたいと考えている。

(若生会長)

このあと修正案を事務局が説明するので、それをお聞きいただくとイメージが掴めるかもしれない。事務局からの説明を聞いていただき、この場を含めて御意見を言っていたいただければ。

### 【議題③に関するもの】

(若生会長)

事務局が説明したことについて、指針に入っている新たな要素は計画案に反映されているという理解で良いか、国からコメントをいただきたい。

(原子力規制庁金子原子力防災課長 (オブザーバー))

御説明いただいた範囲では、基本的な方向性が踏まえられていると認識している。原子力災害対策指針だけではなく、防災基本計画も含めて検討されており、今後原子力規制委員会が検討する事項についても受け皿が作られていることを含め、反映してもらっているものと受け止めている。

(須田委員)

担当者連絡会議の資料をみせてもらっていたが、努力規定のような記載が実効的な表現に修正されるなど、良い方向にブラッシュアップされてきていると思う。しかしまだ何点か引っかかったところがある。

資料3-4の33頁の専用回線網の整備のところで、「努めるものとする」という表現になったままである。震災の経験から、通信は何かあった場合に最も重要だと痛感しているため、実効性のある表現に換えていただきたい。

同135頁の食品の指標について、今後新しい基準が入ってくる、又はこのうちから選択して用いるという理解で良いか。

同154頁の記載で「努めるものとする」という表現は、もっと強い表現にした方が県という立場からすると適切ではないか。

同92頁の原子力合同対策協議会のところで、「あらかじめ定められた職員」という表現を担当者連絡会議の資料では責任を有するというような表現が加

わっていたと思うが、これは改めて明示するまでもないことから、変更しないこととしたという理解で良いか。

(高橋原子力安全対策課長)

1点目及び3点目について、今後も計画の修正を引き続き行っていく中で、資料編との整合も図った上でより具体的な表現を含めて適切に検討していきたい。

また、2点目の食品の指標については、現行の指標と食品衛生法の基準を記載しているが、今後原子力規制委員会での検討結果も踏まえて、指針等が改正されれば必要な修正等の対応を行いたい。

4点目の権限を有する記載について、特段の変更が無いため、現行計画の記載のままとしている。

(須田委員)

4点目の職員のところについては、従来どおりの解釈で良いか。

(高橋原子力安全対策課長)

そうである。

(大沼東松島市副市長)

UPZについて、東松島市は全市が入っている訳ではない。宮城県における方針は行政区画を単位とし、市町の意見を踏まえてということについては結構だが、市政の運営の上で、出来ればUPZに入らない市域についても、同様の対応について検討をお願いしたいと考えている。

(本木委員)

UPZを30キロとするという基本的な考え方については、IAEAの国際的な基準を踏まえて国が示したものである。我々としては、これを基本として考えていくこととした。指針で地勢・行政区画等に応じてという記載があるので、若干の運用の幅が認められると考えているが、避難計画等を策定する上でも行政区画単位が良いということで、先ほど事務局から説明した地区割りの設定となっている。

科学的な根拠が明確でないところまで広げることについては、今のところ考えていないが、今後も個別に御相談をさせていただきたいと考えている。

(大沼東松島市副市長)

わかりました。そういった考え方があるということは理解しているが、自治体を運営していく中で、1つの要望として御努力いただきたいという主旨で発言したものだ。

(安部委員)

資料3-4の131頁の(2)で、本部長から要請を受けた周辺市町村長という表現があるが、県が受入れ先を指定すると言う理解で良いのか。この点は新たに加わった市町で関心を持っているところである。

(高橋原子力安全対策課長)

県の災害対策本部長が指定するということとなる。

(若生会長)

今後、首長の意見も踏まえて対応していく必要がある。

(高橋原子力安全対策課長)

補足だが、今のところについては、資料3-4の47頁に新たに記載を追加しており、県としても協力していきたい。

(若生会長)

他に無いか。無ければ私の方から。原子力規制委員会が今後検討する事項について、入れ込めるように計画修正案を作っているのだから、国においても、早急に基準等を示していただきたいということが1点。また、市町の計画策定もあるので、県の方はなるべく早く策定していきたいという思いで進めていることについて、御理解いただきたい。

○事務局から説明された修正案をもって関係機関との調整を行い、修正を進めることについて了承された。